

プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の改訂 ～ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」～

JICA長期派遣専門家

塚部 貴子

1 はじめに

JICAベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、2015年4月に開始され、その協力期間は2020年3月までの5年間と設定されている。

先般本プロジェクトの中間評価を実施し、その結果に基づき、プロジェクト計画、すなわちプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下「PDM」という。）の改訂を行ったことから、本稿では、中間評価及び改訂PDMの概要について紹介することとしたい。

2 本プロジェクトの概要¹

まずは、中間評価の対象である本プロジェクトの概要について説明する。

本プロジェクトでは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの構築の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくこととされた。従来からのカウンターパート（以下、「C/P」という。）機関である司法省（Ministry of Justice：MOJ）（以下、「MOJ」という。）、最高人民裁判所（Supreme People's Court：SPC）（以下、「SPC」という。）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy：SPP）（以下、「SPP」という。）及びベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation：VBF）（以下、「VBF」という。）との活動については、それまでの成果を踏まえ、さらなる発展を目指すこととした。それに加え、法規範文書相互間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定を抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための法務・司法関係機関の組織的な能力の向上をも目指し、首相府（Office of the Government：OOG）（以下、「OOG」という。）を新たなC/P機関として迎え、ベトナムでビジネス活動を行うにあたっての法・司法分野における阻害要因の縮小化に向けた活動にも新たに取り組むこととした。

こうして2015年4月に開始された本プロジェクトであったが、活動範囲があまりにも広範となり個々の活動が場当たりの的になっている、そもそもPDMの記載が抽象的過ぎるなどの指摘や問題が生じた。

¹ 本プロジェクトの概要については、川西一「ベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」ICD NEWS 第64号（2015.9）5頁参照。

表1 改訂前のPDMの目標・成果

上位目標	整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。
プロジェクト目標	2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議 ² の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。
成果	<p>【成果1】 法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ及びOOGによる民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。</p> <p>【成果2】 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法改革の実現を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。</p> <p>【成果3】 各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。</p>

3 中間評価の概要³

JICAは、上記問題の解決を図るため、プロジェクト活動の進捗を確認し、PDMの改定について協議を行うことを目的として中間評価調査団を現地に派遣し、2018年1月7日から同月19日までの日程で調査を実施した。

PDM記載の評価指標や評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から収集情報・データの分析が行われ、以下のような評価結果及び提言・教訓が示された。

【評価結果】

詳細については、「ベトナム社会主義共和国 2020年を目標とする法・司法改革支

² 第48号決議及び第49号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議2015年第48号（Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005）および第49号（Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005）を指す。

³ 中間評価調査の詳細については、「ベトナム社会主義共和国 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（PHAP LUAT 2020）中間評価調査報告書」、報告書（JICA図書館ポータルサイト）、<https://www.jica.go.jp/oda/project/1400640/reports.html> 参照。

援プロジェクト（PHAP LUAT 2020）中間評価調査報告書」を参照いただくこととし、特筆すべき点は、以下の2点の指摘がなされたことである。

- ・プロジェクト目標や成果の表記が包括的であるために目指すべきところが曖昧となり、場当たりの活動の実施という結果を招く原因の一つとなっている、測定指標が明確に定義づけられていないなど、プロジェクト計画には改善に向けた大きな課題がある
- ・プロジェクト活動が多岐広範にわたっていることから、プロジェクト目標達成レベルが現時点で限定的である

これらの結果に基づき、以下の提言及び教訓が示された。

【提言】

PDMの改訂が提言された。その理由や改訂の方向性に関する提言は以下のとおりである。

- ・PDMの曖昧な表現がプロジェクト活動の阻害要因になったことが明らかであり、例えば、成果1の曖昧な表現が活動内容の特定を困難にし、効果的な活動を阻害した側面があった。残りの2年間で具体的成果を出すためにも、プロジェクトの目標・成果を明確にし、関係当事者間の理解や認識を深める必要がある。
- ・PDM改訂に際しては、より効果的な技術協力を行うためのワーキンググループの設置や知見・経験、技術を多角的にもたらし関係者間の理解促進・定着をはかるためのC/P機関間の共同活動の実施などの取組みを併せて検討すべき。

【教訓】

- ・成果1については、新規分野にも関わらず十分な調査や分析等が不足していたため、問題や課題が生じた。新たな協力分野に取り組むにあたっては、PDM策定前に十分な調査や分析がなされるべきであるし、必要に応じて、プロジェクト実施中においても必要な調査・分析が行えるような活動も検討されなければならない。
- ・PDMの曖昧な表現や記述により、プロジェクト目標との関連が必ずしも明確でない活動にまで手を広げることを余儀なくされていた。その結果、個別活動の効果だけでなく、プロジェクト全体の効果を低減させるような方向となり、プロジェクト活動の負担になっていた。PDM上の表現はできるだけ明確にし、個々の活動が成果や目標へ結びつくようなデザインが検討されるべきである。
- ・できるだけ客観的な評価が可能となるよう、指標の在り方については再検討が必要である。

4 改訂PDMの概要

(1) 改訂の指針

上記中間評価における分析結果及び提言等を踏まえ、以下の4つの指針に基づきPDMの改訂を行った。

① 目標・成果の明確化

- ② 活動領域の選択と集中
- ③ 継続的かつ有機的な活動の実施
- ④ 関係機関による共同活動の実施

改訂後のPDMの目標及び成果は以下のとおりである（活動・指標などの詳細については後掲の改訂PDM参照⁴）。

表2 改訂後のPDMの目標・成果

上位目標	整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。
サブプロジェクト1	
プロジェクト目標	法規範文書の整合性確保及び統一的運用・適用のためのOOGにおける事前審査、MOJにおける事前審査・事後監査・法令施行監視などの手法及び制度整備が促進される。
成果	【成果1-a】 MOJ及びOOG各々において、法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策が整理される。
	【成果1-b】 MOJにおいて、法規範文書の事後監査の課題及び改善策が整理される。
	【成果1-c】 MOJにおいて、法規範文書の統一的運用・適用における課題及び改善策が整理される。
サブプロジェクト2	
プロジェクト目標	民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備が促進される。
成果	【成果2-a】 MOJにおいて、民事経済法局、国家担保取引登録局、民事判決執行総局の職員が、下記法規範文書や制度を適正に運用する能力を身に着ける。 －改正民法、裁判外民事紛争解決処置、財産登記制度、民事判決執行法
	【成果2-b】 SPCにおいて、紛争解決機能強化のための基盤整備が促進される。
	【成果2-c】 SPPにおいて、改正刑事訴訟法及び改正刑法（以下、「改正刑訴法等」という。）に基づき捜査・公判が改善される。
	【成果2-d】 VBFが会員弁護士の実務能力向上を図り、かつ会員弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させる。
	【成果2-e】 SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られる。

⁴ 改訂PDMの正式承認は、平成31年1月25日の合同調整委員会（JCC）会合であるが、実際には、平成30年6月7日のJCC会合ですでに全C/Pとの間で合意に至っていたことから、2018年度の活動計画に改訂PDMの内容を反映させて実施した。

サブプロジェクト3	
プロジェクト目標	2021年以降の法・司法制度に向けたMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFのそれぞれの中長期的取組みが、同機関間で共有される。
成果	<p>【成果3】</p> <p>2021年以降にMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが実施すべき活動・テーマが、本プロジェクト活動の成果・課題を踏まえ特定（下記は例示）・分析される。</p> <p>（例）知財法廷，家事法廷，和解調停，少年司法，犯罪者社会内処遇，刑事司法共助，刑事分野における争訟原則，共同活動等</p>

(2) 目標・成果の明確化（指針①）

プロジェクトの同一性を保つため上位目標には変更を加えなかったが、3つのサブプロジェクトに分割することで、プロジェクト目標及び成果をより具体化、明確化し、具体的な活動内容の特定のための判断基準となるようにした。

(3) 活動領域の選択と集中（指針②）

活動領域の選択と集中を行うにあたっては、以下のような判断基準のもとに絞り込みを行った。

- ・ベトナムにおける優先度
- ・日本による協力の必要性
- ・具体的な協力の内容（単なる資金援助ではなく技術支援を必要とする内容か）
- ・日本側リソースの確保
- ・プロジェクトの残り期間での成果達成

その結果、サブプロジェクト1については、個々の法規範文書を対象とする審査等を行う人材の能力強化ではなく、法規範文書の整合性確保及び統一的適用・運用のための手法や制度整備のための活動に集中することとした。

またサブプロジェクト2については、各C/Pにおいて、それまでの活動の対象分野の絞り込みを行った。特に、支援担当部局が複数にわたっていたMOJについては、一部の局との活動を廃止した。

さらに、C/Pと協議を重ねる中で、ベトナムの現状や課題などの情報共有を受け、ベトナムにおいては、法の支配及び市場経済化を基礎づける基本法の制定は一通り行われ、法の施行・運用上の問題点の解決が新たな課題となっていることが確認できた。そのため、本プロジェクトにおいても、法の起草支援から法の施行・運用支援に重点を置いた活動を行うこととした。

(4) 継続的かつ有機的な活動の実施（指針③）

個々の活動が場当たりのなっているという問題を解消するため、改訂PDMにおいては、以下の取組みを行った。

- ・調査研究活動の導入
- ・ワーキンググループの設置

- ・活動結果のフォローアップの充実
- ・指標設定の工夫

このうちの調査研究活動は、後述する関係機関による共同活動とともに改訂PDMのもとで新たに開始する活動であることから、その内容について説明を加えることとする。

調査研究活動

▶ 背景事情（市場経済化を促進するための新たな指針）

ベトナムでは、2016年の第13期第11回国会で採択された「2016年～2020年社会経済開発5か年計画」に基づき、ビジネス環境の整備を中心とした社会主義市場計画化が企図され、2017年には、社会主義志向市場経済体制の整備に関する共産党中央執行委員会決議11号（11号/2017/NQ-TW）、同決議を実施するための政府行動プログラムの発行について定めた99号政府決議（99号/2017/NQ-CP）が出された。この決議11号、99号政府決議は、様々な分野の政策指針を示しているが、法・司法分野に関しては、決議48号、49号（注釈2参照）を、より市場経済体制の整備に重点を置いた形で転換した新たな指針と位置付けられている。この決議99号には、MOJの任務として以下の内容が定められている。

司法省は、以下のことにつき関連のある各省庁、産業と協力しながら主催する。

- 2013年憲法に規定する組織、個人の財産所有権を十分に体制化する提案書を作成し、財産権が順調に取引されること、実施効力及び財産所有権を効果的に保護することを確保し、2019年に政府首相に提出すること。
- 契約、並びに商事仲裁、商事調停及び他の裁判所外紛争解決方法による民事紛争解決に関する法令規定を統一的で一貫的で施行効力及び財産所有権の保護という方向で整備する提案書を作成し、2018年に政府首相に提出すること。
- 公証、実証、担保財産登記に関する体制を整備し、その行政手続きを改革し、財産登記の法令を制定・整備し、透明的で連続的でアクセスしやすい財産登記システム（特に不動産に関するもの）を設立し、発展させること。

出所：99号政府決議（99号/2017/NQ-CP）より抜粋

▶ 調査研究分野

MOJの上記任務に関するテーマを取り上げ、以下のとおり、担当所管部局との活動として取り入れることとした。

- ①契約紛争及び裁判外紛争解決処理（MOJ民事経済法局所管）
- ②財産権保護（MOJ民事経済法局所管）
- ③担保取引及び担保措置（MOJ国家担保取引登録局所管）

➤ 調査研究の流れ

- ①現行法制度の研究
- ②現地調査
- ③研究調査の結果をとりまとめて政府に提案
- ④これらの広報

➤ 現行法制度の研究

現行法制度の研究は、主に改正民法の規定、その関連法令との整合性の精査を中心とした現行法制度の研究を行うものである。担当部局との協議を重ねた結果、これらが必要となっている背景には、以下の事情が存在することが判明した。

まず、民法改正時に、本来は同時に行われるべき関連法令の整備が行われておらず、改正民法が成立した後に、これらの関連法令との不整合が大きく取り上げられ、MOJにおいて、2016年10月に2015年民法典に関する法規範文書の精査結果報告を政府首相に提出しているが、この精査結果報告は、MOJからの問い合わせに関係省庁が形式的に回答した内容を取りまとめたに過ぎないものであった。そもそも、2015年民法典の改正時には、日本で行っているような法令検索システムを利用した関連法令の洗い出し、同時に改正を行うべき規定の検討、関係省庁との調整などは、ほとんど行われていなかったことも判明した。これらの作業を改正後に実施するにあたり、上記2016年の精査を行ったものの、精査方法すら確立しておらず、関係省庁に問い合わせしてみたものの、非協力的で形式的な回答にとどまり、更なる研究が必要となっているのが現状であった。

法令検索システムを利用し、キーワード検索により関連法令の洗い出しを行う日本のやり方を紹介したところ、ベトナムでは、このような検索システムは存在していないため、この方法は採用できないことが分かった。そこで、今回の研究では、ベトナム側提案に従い、検討すべき分野を細分化し、その分野のエキスパートを専門家として選定し、関連法令の洗い出しと整合性の精査を行う方法を取らざるを得ないという結論に至った。

(5) 関係機関による共同活動の実施（指針④）

改訂PDMでは、SPC、SPP及びVBFの3者で刑事裁判実務における争訟原則の定着を図るための共同活動を実施することとした。これは、ベトナム2013年憲法に争訟原則が明記され、刑事訴訟法もその原則に基づく様々な改正が行われたことに伴い、裁判官、検察官及び弁護士が、共通の理解のもとで刑事裁判の審理、訴訟活動を行う必要性がより高まっていることを背景として、テーマ設定及び共同活動としての実施を決定したものである。

具体的な活動としては

- ・SPC、SPP及びVBFのメンバーでワーキンググループを設置する

- ・ S P P， S P C及びV B Fがそれぞれの機関において，三者間の認識の共有を図るべき問題点を抽出する。
- ・ ワーキンググループにおいて，それぞれの機関から提出された問題点などをまとめ，共同活動として取り扱うテーマ，実施機関（省級機関），実施方法等を検討し，年間活動計画を作成する。
- ・ 年間活動計画に従って，決定された実施機関でワークショップを開催し，その結果を取りまとめ，さらにその結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。

ことなどを改訂PDMに盛り込んだ。

5 おわりに

PDM改訂のタイミングが遅きに失したのではないかとの意見もあると思われるが，残り少ないプロジェクト期間で，PDM改訂の成果が上がるよう努めてまいりたい。本稿ではふれなかったが，サブプロジェクト3は，本プロジェクト終了後の日越間の法司法分野における協力関係を検討するうえで重要な活動となっている。引き続き，多くの関係者の皆さまのご意見，ご協力を頂けると幸いである。

- 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
- プロジェクトデザインマトリックス (PDM) Ver1.0 (2014年12月24日)、改訂版 (2019年1月25日)
- 実施機関：司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、ベトナム弁護士連合会 (VBF)
- プロジェクト期間：5年間
- ターゲットグループ：MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの法務・司法関係機関職員
- プロジェクトサイト：ハノイ

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> ■改善された事前審査・事後検査プロセスに則った法規範文書の前審査・事後検査が実施される。 ■法・司法制度改革の進展状況 (例：48号、49号決議の総括) が公式文書等にまとめられ、公表される。 ■国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査・事後審査の実施記録及び関係者 (OOG・MOJ) へのインタビュー ・党及び政府等の公式文書 ・他ドナーへのインタビュー ・World Justice ProjectによるRule of Law Index 	
●サブプロジェクト1 (MOJ, OOG)			
【プロジェクト目標】 ●法規範文書の整合性確保及び統一運用・適用のためのOOGにおける事前審査 (英) examine, (越) tham tra)、MOJにおける事前審査 (英) review, (越) tham dinh)・事後検査・法令施行監視などの手法及び制度整備が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJ及びOOGにおいて法規範文書の整合性確保及び統一運用・適用のための手法及び制度改善のための方向性が、MOJ及びOOGそれぞれにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、公表される。 ■上記とりまとめ内容が、MOJ法整備総務局及びOOG法律局内でそれぞれ共有され、かつMOJ責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OOG法律局へのインタビュー ・OOG法律局による報告書の提供 ・MOJ関係部局へのインタビュー ・MOJ関係部局による報告書の提供 	
【成果1-a】 ●MOJ及びOOG各々において、法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策が整理される。	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJ及びOOG各々において法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策がとりまとめられる。 ■上記とりまとめ内容が、MOJ法整備総務局及びOOG法律局内でそれぞれ共有され、かつMOJ及びOOG責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OOG法律局へのインタビュー ・OOG法律局による報告書の提供 ・MOJ法整備総務局へのインタビュー ・MOJ法整備総務局による報告書の提供 	
【活動】 1 MOJ及びOOG各々が、長期専門家と協力し、法規範文書発行法の運用状況の調査・研究を行い、課題及び解決策を取りまとめる。 2 MOJ及びOOG各々が、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。 3 MOJ及びOOG各々が、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。 4 MOJ及びOOG各々が、前記活動結果について報告書等を作成する。			
【成果1-b】 ●MOJにおいて、法規範文書の事後検査の課題及び改善策が整理される。	<ul style="list-style-type: none"> ■法規範文書の事後検査の課題及び改善策が、事後検査結果の適時反映の促進を考慮してとりまとめられる。 ■上記とりまとめ内容がMOJ法規範文書事後検査局内で共有され、かつMOJ責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ法規範文書事後検査局へのインタビュー ・MOJ法規範文書事後検査局による報告書の提供 	
【活動】 1 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の事後検査結果を分析・研究し、その結果をとりまとめる。 2 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の事後検査結果の処理に関する課題及び解決策を取りまとめる。 3 MOJが、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。 4 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。 5 MOJが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。			
【成果1-c】 ●MOJにおいて、法規範文書の統一運用・適用における課題及び改善策が整理される。	<ul style="list-style-type: none"> ■法規範文書の施行監視結果の分析・研究がなされ、問題点、及び法規範文書施行促進のための立法提案等の解決策がとりまとめられる。 ■上記とりまとめ内容がMOJ行政違反処理管理・法令施行監視局内で共有され、かつMOJ責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ行政違反処理管理・法令施行監視局へのインタビュー ・MOJ行政違反処理管理・法令施行監視局による報告書の提供 	
【活動】 1 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の施行監視結果を分析・研究し、問題点及び解決策を取りまとめる。 2 MOJが、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。 3 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。 4 MOJが、前記1の活動結果について、報告書等を作成する。			
●サブプロジェクト2 (MOJ, SPC, SPP, VBF)			
【プロジェクト目標】 ●民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> ■各成果を踏まえた民事関連法改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、MOJにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 ■各成果を踏まえた民事実務改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、SPC、SPP、VBFにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 ■各成果を踏まえた刑事実務改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、SPC、SPP、VBFにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ, SPC, SPP, VBFの関係部局・責任者へのインタビュー ・上記関係機関からの報告書の提供 	
【成果2-a】 ●MOJにおいて、民事経済法局・国家担保取引登録局・民事判決執行総局の職員が、下記法規範文書や制度を適正に運用する能力を身に付ける。 一改正民法、裁判外民事紛争解決措置、財産登記制度、民事判決執行法	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJが、政府決議99/NP-CP II.3.d) 所定の契約、裁判外民事紛争解決措置に関する提案書を、以下の点を考慮して作成し、政府首相に提出する。 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一社会主義的市場経済化の阻害要因の除去 ■MOJが、政府決議99/NP-CP II.3.d) 所定の財産権保護の提案書を、以下の点を考慮して作成し、政府首相に提出する。 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一社会主義的市場経済化の阻害要因の除去 ■MOJが、財産登記制度について、以下の点を考慮して課題や解決策をとりまとめ、MOJ責任者に報告する。 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一政策の影響評価 一土地・住宅を扱う関係機関の任務権限の調整 ■MOJが、民事判決執行法に係る課題や解決策を、以下の点を考慮してとりまとめ、MOJ責任者に報告する。 一民事判決執行業務の効率化及び迅速化 一SPC等の他関係機関との連携 ■MOJが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ関係部局責任者へのインタビュー ・上記部局からの報告書の提供 ・セミナー等の参加者へのアンケート 	政府決議99号所定の方針・提出方法がプロジェクト期間内に変更されない。
【活動】 1-1 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、契約及び裁判外民事紛争解決措置並びに財産権に関する調査及び研究を行い、その結果を取りまとめる。 1-2 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、財産登記制度の整備のための調査及び研究を行い、その結果を取りまとめる。 1-3 MOJが、セミナーを開催するなどし、1-1, 1-2の結果を民事法運用者等関係者に共有する。 2-1 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、民事判決執行法の運用状況及び民事判決執行業務の調査・研究を行い、課題及び解決策を取りまとめる。 2-2 MOJが、2-1の活動を踏まえ、結果の共有、業務改善のためのセミナー、ワークショップ等を開催する。 3-1 MOJが、長期専門家と協力し、1及び2の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。 3-2 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。 3-3 MOJが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。			

<p>【成果 2-b】 ●SPCにおいて、紛争解決機能強化のための基盤整備が促進される。</p>	<p>■SPCにおいて、判例制度に係る課題や解決案がまとめられる。 ■SPCにおいて、和解調停に係る課題や解決案がまとめられる。 ■SPCにおいて、専門法廷・専門的知見に係る事件についての課題や解決案がまとめられる。 ■SPCが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。 ■公開判決の中で判例を適用している判決の数が増加傾向を示す。</p>	<p>・SPC関係部局責任者へのインタビュー ・上記部局からの報告書等の提供 ・セミナー等の参加者へのアンケート ・裁判統計情報 ・公開された判決</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 SPCが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、判例制度及び判例の活用における問題点を調査・分析し、課題及び解決案を取りまとめる。</p> <p>1-2 SPCが、セミナーを開催するなどし、1-1の結果を民事法運用者等の関係者に共有する。</p> <p>2 SPCが、裁判所の話し合いによる事件解決体制強化のためのセミナー等を開催する。</p> <p>3-1 SPCが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、専門法廷・専門的知見を要する事件に関する調査及び研究を行い、課題及び改善策を取りまとめる。</p> <p>3-2 SPCが、関係機関と連携の上、3-1の結果を踏まえた解決案実施のためのセミナー等を開催する。</p> <p>4 SPCが、長期専門家と協力し、1～3の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>5 SPCが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>6 SPCが、前記1乃至3の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-c】 ●SPPにおいて、改正刑事訴訟法及び改正刑法（以下、「改正刑法等」という。）に基づき捜査・公判が改善される。</p>	<p>■検察官マニュアルが改正刑事訴訟法等を反映した内容に改訂される。 ■ベトナム検察官が改訂検察官マニュアルを入手できる措置が取られる。 ■適切な事件による起訴の割合が95%以上になる。 ■SPPが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。</p>	<p>・SPP関係部局責任者へのインタビュー ・上記部局からの報告書等の提供 ・改訂検察官マニュアルの提供 ・セミナー等の参加者へのアンケート</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 SPPが、長期専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策をとりまとめる。</p> <p>1-2 SPPが、長期専門家と協力し、改正刑法等の施行等に伴い実務運用上の検討を要する犯罪及び制度の調査・研究を行い、課題及び改善策を取りまとめる。</p> <p>1-3 SPPが、長期専門家と協力し、1-1及び1-2の結果を踏まえ、検察官マニュアルを改訂する。</p> <p>2 SPPが、セミナーを開催するなどし、1-1～1-3の結果を関係者に共有する。</p> <p>3 SPPが、長期専門家と協力し、1、2の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>4 SPPが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 SPPが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-d】 ●VBFが会員弁護士の実務能力向上を図り、かつ会員弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させる。</p>	<p>■VBFが開催するトレーニングへの参加者の7割以上が、当該トレーニングのテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。 ■VBF会員の5割以上（無作為抽出による）が、公開されたトレーニングコースの資料にアクセスしている。 ■VBFの会員監督機能強化に向けた定款等の内部規則改訂案が取りまとめられる。 ■VBFが開催する定款等の内部規則の改訂案（或いは改訂された定款等の内部規則）に係るセミナー等への参加者の7割以上が、その内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。 ■VBF会員の5割以上（無作為抽出による）が、改訂された定款及び規定等の内部規則及び関連資料にアクセスしている。</p>	<p>・VBF責任者へのインタビュー ・上記責任者からの報告書等の提供 ・トレーニング資料の提供 ・改訂案あるいは改訂された内部規則の提供 ・VBF会員へのインタビュー ・セミナー等の参加者へのアンケート</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 VBFが、長期専門家と協力して、会員の実務能力向上のためのトレーニングを実施する。</p> <p>1-2 VBFが、実施済みのトレーニングコースの資料を同ウェブサイトの会員向けページにて、全会員に向けて公開する。</p> <p>2-1 VBFが、効果的なトレーニングコース設定のため、及び、VBF会員監督機能強化に向けた定款及び規定等の内部規則の改訂を実情に合致したものにするため、地方の弁護士会及び弁護士会の状況を調査する。</p> <p>2-2 VBFが、定款及び規定等の内部規則を改訂するための、会員からの意見聴取を目的としたセミナー、ワークショップ等を開催する。</p> <p>2-3 VBFが、改訂された定款及び規定等の内部規則を会員に周知するためのセミナーを実施するとともに、改訂された定款等の内部規則の案文、セミナー資料等を、VBFウェブサイトにて会員向けに公開する。</p> <p>3 VBFが、長期専門家と協力し、前記1及び2について年間活動計画を作成する。</p> <p>4 VBFが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 VBFが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-e】 ●SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られる。</p>	<p>■SPC、SPP及びVBFが合意する省において、少なくとも年に1回、刑事裁判実務における争訟原則の定着に向けた共通課題のワークショップが開催される。 ■ワークショップ実施機関により同ワークショップの概要・検討課題・検討結果が記載された報告書等が作成される。 ■SPC、SPP及びVBFが合意する機関において、少なくとも年に1回、刑事模擬裁判が開催される。 ■刑事模擬裁判実施機関により同裁判の概要・課題・改善策が記載された報告書等が作成される。 ■作業部会において、検討会、刑事模擬裁判の各結果が分析され、SPC、SPP及びVBF責任者に報告される。</p>	<p>・作業部会、ワークショップ、刑事模擬裁判関係者へのインタビュー ・報告書等の入手</p>
<p>【活動】</p> <p>1 SPP、SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策をとりまとめる。</p> <p>2 SPC、SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、共同活動実施のための作業部会を設置する。</p> <p>3 作業部会において、長期専門家と協力し、共同活動を実施する機関、共同活動の実施方法等を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>4 作業部会は、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 作業部会で合意した省級人民裁判所、省級人民検察院並びにベトナム弁護士連合会及び当該省の弁護士会がワークショップを開催し、前記1で取りまとめた三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点、課題及び改善策について検討し、その結果をとりまとめる。</p> <p>6 作業部会において合意した機関で、前記5の結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。</p> <p>7 共同活動実施機関が、活動結果の報告書等を作成し、作業部会においてその結果が分析され、取りまとめられる。</p>		

●サブプロジェクト3 (ALL)			
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>●2021年以降の法・司法制度に向けたMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFのそれぞれの中長期的取組みが、関係機関で共有される。</p>	<p>■上記報告書等を関係機関間で共有される。</p>	<p>・各機関関係部局責任者へのインタビュー ・報告書等の入手</p>	
<p>【成果3】</p> <p>●2021年以降にMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが実施すべき活動・テーマが、本プロジェクトの活動の成果・課題を踏まえ特定（下記は例示）・分析される（例）知財法廷、家事法廷、和解調停、少年司法、犯罪者社会内処遇、刑事司法共助、刑事分野における争訟原則、共同活動等</p>	<p>■MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、2021年以降の法・司法制度整備のための中長期的取組みを報告書等にまとめる。</p> <p>■2021年以降実施すべき活動・テーマの特定・分析が、以下の点を考慮して実施される。</p> <p>一法の統一的な適用・執行確保に向けた取組み 一各種紛争が争訟原則に基づき適切に解決される仕組みの整備に向けた取組み 一人権を重視した適正手続の実現に向けた取組み 一司法アクセスの強化に向けた取組み</p>	<p>・各機関関係部局責任者へのインタビュー ・報告書等の入手</p>	
<p>【活動】</p>			
1	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、年度ごとの本プロジェクトの活動の結果を総括し、報告書等を作成する。		
2	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、1-1の総括を踏まえ、中長期的取組みが必要なテーマ及び取組みについて分析し、報告書等を作成する。		
3	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、セミナー等により前記2の成果を関係者機関に共有する。		
4	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。		
5	JOCIにおいて、MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが作成した年間活動計画とともに、前記1乃至3の各報告書等を確認する。		
<p>【日本側】</p> <p>長期専門家(チーフアドバイザー(検察官)、裁判官、検察官、弁護士、調整員) 短期専門家 アドバイザーグループ(AG) 本邦研修の機会 日本で行うセミナー・ワークショップ用の会議室 J I C A N E T 上記に関する費用 プロジェクト活動に係る費用の一部</p>	<p>【ベトナム側】</p> <p>MOJ, OOG, SPC, SPP: ・プロジェクトダイレクター ・プロジェクトマネージャー ・コーディネーター ・ワーキンググループメンバー ・O/P機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室 ・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材 ・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</p> <p>VBE: ・プロジェクトマネージャー ・コーディネーター ・ワーキンググループメンバー ・O/P機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室 ・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材 ・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</p>		<p>実施機関に大きな組織改編が生じない。 実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。</p>